

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

2015.1.21改訂

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(注)	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。
第3種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状がなくなったあと2日を経過するまで。
	結核	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
その他 の 感 染 症	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	細菌性赤痢	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗い励行。
	腸チフス、パラチフス	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよくなれば登校可能。
	溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間経て全身状態がよければ登校可能。

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る.)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。上表及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

※ 学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より参照